

(2) 基金拠出型医療法人のメリット・デメリット

【メリット】

- ① 院長を中心とした同族グループ内で税の軽減を図ることができます
 - イ 法人税と所得税の税率差により、税が軽減されます
 - ロ 役員給与には給与所得控除が適用されます
 - ハ 家族従業員が役員に就任し、適正範囲で役員給与を支給することにより、所得の分散がされ、超過累進税率が軽減されます
- ② 社会保険診療報酬支払基金から入金される際の源泉徴収がなくなりますので、毎月のキャッシュフローがスムーズになります
- ③ 役員（理事長・理事等）に対し役員退職給与の支給をすることができます。役員退職給与の適正額は、支払った医療法人において損金参入が認められます。
- ④ 医療法人契約の掛捨て生命保険料が損金に算入できます。個人経営に比べ医療法人はリスクマネジメントがしやすくなります。
- ⑤ 医療法人の分院の開設が可能となります。この場合、分院の管理者たる常勤医師は理事に就任することが必要となります。
- ⑥ 医療法人で介護老人保健施設の設置ができます。付帯業務として訪問看護ステーションやサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、グループホームの開設等を行うことができます。
- ⑦ 医療法人内部に留保された資産は、拠出者に返還すべき基金相当額を除き、相続税の課税対象とはなりませんので、後継者が医療法人を承継する場合、相続・事業承継をスムーズに行うことができます
- ⑧ 設立当初 2 会計期間は原則として消費税の納税義務が免除されます。ただし、当該医療法人の特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超えるときは、当該医療法人のその事業年度については、消費税の納税義務は免除されません。
- ⑩ 医療法人は決算日を自由に設定することができます

【デメリット】

- ① 親族間で所得が分散されるため、院長個人の可処分所得は減少します。可処分所得は家族単位で考える必要があります。
- ② 医療法人を解散する場合、残余財産は国等に帰属することになります。
- ③ 医療法人の支出する接待交際費には、損金不算入制度があります。
- ④ 法人設立申請書の提出、登記等の手続が必要となります。
- ⑤ 役員・従業員とも厚生年金に強制加入となります。一定の要件を満たせば医師国保の継続は可能です。